

役員・役員等報酬規程

社会福祉法人公和会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人公和会（以下「当法人」という）定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、理事及び監事(以下「役員」とする)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めたものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員、役員等に対する報酬は無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 役員及び役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け会議または法人業務を行う際に経費を負担した場合は、実費相当額の費用を弁償することができる。

(改廃)

第4条 本規定は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は平成29年6月27日(評議員会の議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。